

まし候

御書早速の御請申度候折しも。使りなみく／＼に候ゆへさしひかへ参らせ。さぞ御心待におぼしめさせらるべく。憚り存上候。先達て御念珠あら／＼しき品をさしあげ。いかゞはしう存上参らせ候に。御意に叶はせられとの御事。忝なかり候事におはしまし候。前のころすこし氣六ヶしく候事も。地福寺間せまなる事も。御聞に達し候よし。憚り存上候。氣そくの事。その後よろしうなり。此ころはつねにかはらず。何事もつとめをりまし候。上京のことも。御たづねさせ遊ばし。うけ給り候。來月上旬に上京致し。中比の参上をもよほし可申。もはやほごちかふなり候まゝ。何事もそのをりに申上べくぞんじあげ候。夏の氣にうつり候をりしも。なをも雨がちにて氣候とゞのふらず。随分御機嫌よくならせられの御事をねがひ上参らせ候。かしく御地福寺間せまなるにつき。御意をそへさせられ候よし傳へうけ

給り。かたじけなかり候御事に御はしまし候。それにつき申上度。此度圓滿寺をかへし引渡し。せまき處ばかりに住居をしめ候も。法のためよろしき御事と存られ候。そのわけは。十善戒法語。草書ながらも成就致し。十二卷までとゞのひ候うへは。しばしなりとも田舎山分に引こもり申べき御事に候。末の世になりては。何方もく／＼法をかろ／＼しくとりなし。たゞ人おほき處をのみねがひ求むるならひに候。御經にも末世法滅の相をとかせ給ふに。法の滅しなんとする時になりては。山住の僧みなく／＼いち町に出て。山中には諸寺みな人なきやうになるとうけ給り候。此ことはりに候へば。此うへ京都にありては。そのたぐひにもまぎれ可申。大切なる國のまほりなるべき十善正法のかろ／＼しき法となりては。なげかはしき御事に候。今田舎山分にあとをかくすべき時との教へなるべきと存られ候。誠に十善正法の久しう世におとろへ候て。上々の御方に

は御因ゑんも遠ふあらせられ候に。此度ありがたきおぼしめし御志あつふあらせられ候御事。何事もむかしにかへるべきしるしにて。なか／＼なみ／＼の事にてはあるまじく。左候へば此夏は山分にこもり候て。法語をも今一兩回校合致し。後の世の利益なるべきやうに致しおき度おはしまし候事。右のわけに候へば來月中比の參上すみ候へば。一先田舎へ下り可申。秋冬にもなりて又々上京もよほし可申。何事も國家のため法のためと存上候事ゆへ。をり／＼の勝手あしき事はあるべきことばりにおはしまし候。久しくうづもれし御法の。きうに世にひろまり候事はあるまじきなれば。今しばし年月の過しまゝに。山々のおく浦々のはてまでも。十善のみちある世となり申べく。その道のためには。名をもかくし身をもかくし申さねば。かへつて法にさわり出來可申事におはしまし候。しかしこれもきうに一向に致し候もよろしからず。先秋冬は又

又上京も致し申べく候。語明比丘こと御たづねおぼしめさせられる御事申聞せ。かたじけなかり候事におはしまし候。これも此間はずこしなやみふせりをり候。しかしきづかひなるやうにも御座なく候。かしく

慈雲

編者曰。此書は安永五年三月下旬の御消息なるべし。其故は此書文中に「十善戒法語草書ながら成就致し十二卷までとゞのひ」云々とありて。十善法語の十二卷成就したるは安永四年の秋なれば。此の書はその後なること明なり。又尊者閉關隱遁の心を決し。在京法縁の道俗に披露し。京洛を去りて河内に下向せられたるは安永五年正月なり。故に長福寺日記の同年正月廿日の條に「御侍者法護求寂様。諸講求寂様より被_レ仰付候。大和上様御閉關被_レ爲_レ在候に付。以後尼衆之法事四齋日并四大齋會等に至るまで尼衆の宅にて輪次に相動候様。勿論説戒師等は臨時に大僧中より御勉被_レ遊候由。尤大僧中之御説法布薩等にさし據候故。尼衆の方は別日に御來駕被_レ下候様被_レ仰付候」とあり。同廿六日の條に「大和上様今夕より御閉關」とあり。而して今の書

に「しばしなりとも田舎山分に引こもり申べき御事に候」といひ、「御經にも末世法滅の相をさかせ給ふに」云云「此ことはりに候へば此うへ京都にありてはそのたぐひにもまぎれ可申」云云と云へるは、尊者閉關の後門院上臈より深く之を惜まるゝ趣を申送られたるにつき、此度閉關の理由を委細に述べられたるものと思はる。依て此書は安永五年の御消息なること明かなり。又長福寺日記を見るに、安永五年四月七日の條に「大和上臈御上京。御侍者法護、智せん、等」とあり。又十五日の條に「大和上臈 門院御所様よりの御請待にて」云云とあり。今の書に「來月上旬に上京致し中比の參上をもよほし可申」とあるは、此の上京を指すものと思はれ。又文中に「夏の氣にうつり候をりしも」云云とあるにて、此書は三月下旬の御消息なること疑なし。又文中に地福寺とあるは京都七本松下立賣地福寺なり。圓福寺も同處にて地福寺の北隣にありたる寺なれども、此寺は明治維新の後廢寺となりて今は無し。

一〇九開明門院の上臈御方に答ふる書

安永五年六月下旬
尊者五十九歳

水藥師寺藏

御様體うけ給り候に 御虛弱の御方にあらせられ。いか斗御大切に

存上候

此度十善法語 上様にも關白公へも御聞に達し候事。誠に 神祇の御冥加にもあるべき。不思議の御因縁存じ候事。先達而法護も申上べく。此後は拙子は山中に身をかくし名埋み候こそ法のため 國家の御ためと存上る事におはしましたし候。此度の御呪願は六月廿七日先千日千座と誓候て開關をつとめ可申候。たとひ關白公法語兩三卷も御覽のうへにて御信じんにならせられ候とも。拙子はここに世に出候はぬ様と存をり候。猶山中にて一座の修法も餘事なく相つとめ候が 國家の御福分と存上る事におはしましたし候

これよりは秋冷つものり候べく候。隨分御機嫌よくならせられの御事。ねがひ上候。夏中行願さん御暗記遊ばし。座禪など御こゝろがけ遊ばし候由。うけ給り候。拙子こそ病身ながら。さして何のなやみもなく光陰を送り申候 かしく

上

編者曰。文中に「此度十善法語 上様にも關白公へも御聞に達し候事」云云と云ひ。此後には拙子は山中に身をかくし名埋み候こそ法のため 國家の御ためと存上る事におはしませし候と云ふに依れば。此も前書と同じく十善法語成就の後。尊者閉關隱遁の理由を述ぶる者なれば。是亦安永五年の御消息なるべし。尙又「此度の御呪願は六月廿七日先千日千座と誓候て開關をつさめ可申候」とあり。これよりは秋冷つのリ申べく候「云云とあれば。此書は六月下旬なるべし。又此中上様とあるは後桃園帝を指す。關白様とあるは藤原内前公なるべし。野史に依るに。内前公は安永元年八月廿三日關白となり。七年二月八日罷むと見えたり。今の書は安永五年なれば時の關白は内前公なること明かなり

一一〇開明門院上藤御方に答ふる書

安永五年 尊者五十九歳

水薬師寺藏

十二日出の仰うけ給り 上様に仰入させられの御事。先達ての御文

にも此度の御文にも仰下され。委しき御様子うけ給り。まことにありがたきおぼしめし感じあげ候。法語のごと。先師より傳へしことも。拙子少年より學びしことも。大抵のこりあるまじく。七年已來 其御所様御願心ゆへ次第に成就致し。此度は國家の報恩とも存上る事におはしませし候。此うへは 神慮もあるべき御事に候なり。とくもなき拙子がごに候へば。たごひこの後 上様十善におぼしめしあつくならせられども。我名をも御つゝませ。ねがひあげ候。元來山中にて木石とともにくちはて候やうと若き時より思ひ定めをり候に。因縁のまぬかれがたく。しばらく世にも交り。法縁もあり 神慮にもかなひ候か。十善法語おぼしめしによりて成就いたし候へば。此うへは世に出候てはかへつて法のためになり申まじく。弟子ごものうちにも。只今は聖者のとくも。ぼさつの志もある人はなく候へば。これ等も世に出候ては法のためにもなり申まじく。しばらく十善の世にのこり候因

縁ばかりに。西の京にかはるくをき候までと存じ候なり。此度 新
 女院御所様より御呪願のこと仰られ。誠に山中にて御修法おこたり
 なふつとめ。日々に 御身のまほりともなり候はゞ。これに過たる事
 あるまじく 上々御方の御師範ともなるべき時節は 佛ぼさつの
 世にあらはれある様に。日々に心がけ祈り候事におはしました。慈雲こ
 とは。その徳もなく。また世に交り候ことも本意ならず候なり。此後た
 とひ 上々御方に御たづね遊すとも 御よび出しなき様に御仰の
 ことねがひあげ候。法語のこと所々御たづね遊ばしの事もあり候ゆ
 へ。語明上京まで法護在京致しかねどの仰。うけ給り候。此度申遣し來
 春まで法護京都にをり候様に致すべく。拙子も來春になり候はゞ。し
 ばらく上京致すべく。これも法の爲ならば一向に上京致さぬ方よろ
 しく御座候へども。先達而下向のをりしも上京の事約そくに及候へ
 ば。妄語になり候こともいかゞなるゆへ。しばらくは閉くわんにて一

度は上京致すべく。勿論弟子縁の者ばかり存知候様にて。外々へは一
 向に沙汰なき様と存する事におはしました候。すこしにても 國家の
 御ため 上様御ためによろしきと存候ことは。はゞかりをかへり見
 ず。書中にて 其御所様まで申上べく。これを慈雲が 國家への忠義
 とおぼしめさせらるべく候。關白公に十善法語いまだとくと御□□
 も遊さぬ御様子。これも 神慮のあることなれば。御らんの時節もあ
 るべく。おぼしめしたちもあるべき御事に候なり。かへすく 此度
 上様のとくとときこしめしおかせられ 御目をとちて御おくねん遊
 ばし候ほどの御事。ありがたき御因縁なれば 其御所様御願心むな
 しかるまじく。此時節はなをもく 慈雲こと慈雲が弟子どものこと
 は。山中にふかくもかくれ候こと 佛ぼさつの御心にも 神祇の御
 心にもかなひ申べく候 かしく

編者曰。此書も前と同じく十善法語成就閉關隱遁の後。その理由を述ること見えた

れば。是亦安永五年の御消息なるべし。時候の挨拶無ければ何月頃とも知りがたし

一一一開明門院上薦御方に答ふる書

安永五六年頃七月末
尊者五十九歳乃至六十二歳

水薬師寺藏

御上薦御方より西院まで仰こされ候をもむき承り候。山中は此間より秋冷もよほし候へども。その御境は残暑收りかね候半とさつし上候

其御所様彌御機嫌よくならせられの様うけ給り。悦上候事におはしまし候。堀河殿御方より。をりく上様御様體うけ給り。日ましに御機嫌よく御つゞきあらせられ。御膳も揃い候飯切御膳など御手つき遊ばし御氣さきすぐよかにならせられ。萬事よろしき方御つゞき遊ばし候との御事。此間は御疝氣の御心地にて。御陰囊つゞはり。隨て小水も上りものより少し減じ色あかく。醫者などは御上へさしこみ候よりは。下へおり候方宜しきと申上候由。つゞしみうけ給り。御

呪願ことにちからをえ候事におはしました候。これは憚りの御事かなれど上様にも神祇佛ぼさつに御誓あらせられ御壽命百歳已上とおぼしめさせられ。十善御護持の御志にあらせられ度。總じて御志にひとつおぼし定めさせ候へば。萬事の御福分それに隨ふと承り候へば。かくもおぼしめさせられ候様と存上候。いそぎ候事にてもなく候へば御機嫌宜しきをりの御序に仰上させられ候様にと存上る事におはしました候

山中ことに便宜とゞこほり。御文の下り候も。御返書を上候も。をりくゞこほりがちにおはしました候

編者曰。此書月日記名及び宛名なし。○此書は前に出せる堀河の局に答ふる書と同じく。後桃園帝御病氣御呪願に關する事なれば安永五六年頃の御消息なるべし。又文中に「山中は此間より秋冷もよほし候へども。その御境は残暑收りかね候半とさつし上候」とあるを見れば七月末なるべし。又此中に上様とあるは後桃園帝を指す。

委細は前に記せる如し。又御上臈御方とあるは操山を指し。四院とあるは明堂諸
濡師を指し。其御所様とあるは開明門院を指す

一一二開明門院上臈御方に答ふる書

天明元年二年頃十一月十三日
尊者六十四五歳

水薬師寺藏

昨日御返事の様承り候。仰のごとくひへまさり候折。ことに申上様も
なき御事のなか。萬事御くろうさま御つゞき遊ばし候に。其御所様
格別の御さわりもあらせられず。御膳も御手つき遊ばしの様うけ給
り。悦上候事におはしましたし候。ちかきに私など御めし遊すべき云云。そ
のをりしも御目にかゝり申べくと存上候。御ちかひの事。此せつ御
つゞしみの中ゆへ。神祇への御事御たづね遊ばし。うけ給り候。是は格
別の御事におはしましたし候へば。時にもよらぬ御事と存上候。又まづ佛
ぼさつに御ちかひ遊ばし。此せつを御過し遊ばして。神祇に御ちかひ

あらせらるゝもよろしく候半と存上候。何様ともおぼしめしに御ま
かせ遊すべき御事と存上候。先達て堀河殿御方より蓮心院を以て。此
度の御事につき。仙洞御所様はじめ。新女院御所様。其御所様外
の御さわりもあらせられぬやう御呪願申上べき様の仰うけ給り
かしく

河内へも申遣し。語明にも諦濡にも御修法相つとめ候様におはし
まし候。それにつき。そのせつ蓮心院へ。御ちかひの事申上候様に
申入候。新女院御所様にも堀河殿御方より御申入候云云。仙洞
御所様にも御申入のよしうけ給り候。そのせつは人づての御事な
れば。くわしくも申上がたく。御ちかひあらせられ候へば。外のさ
わりに御とゞこほり遊すことあるまじくと斗申上候。その御
所様もし御院參も遊ばし候せつ。御たづねもあらせられ候はゞ。
先達而。上様に申上させられ候通り。くわじう仰入させらるべき

御事を存上候。もしまことにふかく御ちかひ遊ばし候はゞ。菩薩の御とくを御成就遊ばし。國家人民までも。その御とくにうるほひ申べくと存上る事におはしまし候。新女院御所様にも。御たづね遊ばし候はゞ同様に仰上させられ候様と存上候。なをも外人に御しらせ遊さす。御心ひとつにおぼし定めさせられ。神祇へも佛ぼさつへも。ふかく御ちかひ遊ばし候様と存上候。こゝもごにても外へはしらせぬ事におはしまし候。もし彌ふかく御ちかひ遊ばし候はゞ私壹人へ御しらせ遊すべく候。法護へ御入筆遊ばし。申聞せ候。かたじけなかり候事におはしまし候。なをも御目にかゝり候をりうけ給はるべく候。かしく

十一月十三日

上

慈雲

編者曰。操山尼の出家は天明三年二月十七日にて。此書は操山尼なほ有髮にて開明

門院御所に事へたる時の御消息と思はるゝ故。天明年二年頃の者なるべし。文中に堀河殿とあるは恭禮門院の上藤堀河の局。蓮心院とあるは惠琳尼。仙洞御所様とあるは後櫻町院。新女院御所様とあるは恭禮門院。其御所様とあるは開明門院を指す

一一三開明門院上藤御方に答ふる書

天明八年五月七日
尊者七十一歳

水薬師寺藏

四月廿二日の御文披見致し候。折しも夏のはじめ。其御所様少々の御ひつぱりはあらせられ候得ども。大抵は御機嫌よくならせられ。結夏要期の御作法もごのひ候由悦上候事におはしまし候。其御方御壯健に御入遊ばし。結夏御作法相かはらず御つとめなされ御めで度存参らせ。御隨侍の御衆みなく。御結夏御つとめ悦参らせ候。拙子せんころは痰せきの様子すこしなやみ候へども。只今にては。すきとこゝろよくなり居申候。かねて御志願のおぼしめし。此度新御殿の御

いとなみ。すぐに薬師寺御方御建立もとの御事。御院參の序仰入させられ候に。院御所様同様におぼしめさせられ。御參内のをりしも御願をも御もよほしあらせらるべき。悦上候事に候。なをもほご遠からぬ内に御治定もあらせらるべく存上候。そのみぎり一日拙僧より。此度御大變につき存じより申上候に。其御所様より。院御所様へ仰入させられ。此事尤にもおぼしめさせられの事うけ給り。誠に國家のさるわひ人民の福分と存上候事におはしまし。幾久しくたのもしき御事に存上候。已上

其御所様より目錄金子二百疋御くようおぼしめさせられ。外に千座修法の御供養のおぼしめしにて壹兩御をくり遊ばし。此度御大變の後の事にて。何方へも御めぐみの所々。數おほくとさつし上候御事に候。御序に宜しく仰上らるべく御たのみ申上候。其御所さま十八日御參内おぼしめしあらせらるゝに。右御引はり

にて。廿二三日頃にも御參内あらせらるべきよし。彌御參内すませらるべく御さつし上候。これより暑氣も日ましになるべく。御壯健に夏の日數御つもり可被成候。已上

仲の夏七日

慈雲

御上臈御方へ

御返事

編者曰。此書文中に結夏要期云云とあれば天明三年二月十二日開明門院御落飾。同月十七日上臈操山剃染の後なり。開明門院御出家の後天明七年水薬師寺を求めて尼僧坊を作らんと發願せられしに。翌年正月所謂天明の大火ありて。京洛中は言ふに及ばず内裏悉皆炎上したれば。門院愈々無常を觀じ。此を機會として新御殿を内裏に造らず。直に水薬師寺に造營して自ら之に住せんと思召し。主上に奏し奉られしに。主上も御許あらせらるべき歡慮なりしかども。幕府之を拒みたるに依り。御在世中には遂に御志を果されざりし由水薬師寺縁起に見えたり。之に依て思ふに。此書文中に「此度御大變」とあるは天明の大火を指し。かれて御志願のおぼしめ

し此度新御殿の御いとなみすぐニ藥師寺御方御建立もこの御事云云とあるは新御殿を内裏に造らす直に水藥師寺に造り給はんとの御恩召をいふなり。されば此書は天明八年五月七日の御消息なること明なり
宛名に御上臈御方とあるは上臈祥臺院操山尼なり。操山尼出家の後尙元の加く門院御所に勤め居たる故なり

一一四開明門院上臈御方に答ふる書

天明八年十一月上旬
尊者七十一歳

水藥師寺藏

朔日の御文早そく相達し披見致し候 其御所様御機嫌よくならせられ。いか斗か悦上候 其御方御壯健に御いりあそばし。御目出度存参らせ。拙子事御たづねあそばし。晦日はことに天氣も宜しく風もをだやかにて。舟のうらとゞこほりなく。其夜初夜過に大坂へ著致し。其翌日朔日に歸寺致し申候。御案じ遊すまじく。しかし此元へ歸り候ても。ことしげきには。すこしつかれを覺へ申候。此度はわすかのとうり

う中。兩度御めしに應じ参上致し 其御所様御機げん宜しき御様子を見あげ悦存候。ことに、夜分とくと御しづまり遊ばし候様をうけ給り。いか斗悦上候。是は何事も御願しん御成就あそばし。國家の御ため幾久しく十善護持ならでしるべき御事に存上候 已上
御ことおほきな。こまぐと仰こされ。かたじけなく。此よりは寒さもいやまさり候べく。ことに只今ならせられ。御所は。山分の御事なれば。風もはげしく氷もむすびあつくあらせらるべく。さつし上候。隨分御用じんあそばし候様を存上候。御書御返事申上候。御序に御披露たのみ。智淨尼その外へ宜しく御傳へたのみ。已上

慈雲

御上臈御方

御返事

編者曰。此書は天明八年十一月上旬の御消息なるべし。其故は此書文中に晦日夜舟

下向の事を記せり。今長福寺日記を検するに。天明八年十月の條に

十一日 未刻比 大和上様疊峰律師様御上京

十三日 此日開明門院様へ 大和上様入らせられ候。御若衆十善戒受けられ候

十六日 早朝より皓月式又堀河様へ御出。此日 尊大和上様御齋に御請じ遊し

候につき御取持なり。夕方歸る

晦日 今朝大和上様河内へ御立遊し候。疊峰律師様伏見まで御見立遊し云云とありて。晦日の下向は此外には見えす。此日伏見へ趣かれたるは同所より夜舟に便乗せんが爲さ思はる。されば文中に「晦日はことに天氣も宜しく風もなだやかにて。舟のうちとゞこほりなく。其夜初夜過に大坂へ著致し。其翌日朔日に歸寺致し申候」とあるは正しく此時の事なり

又十月晦日下向し十一月上旬此書を認められ。時既に冬の中頃なれば「此よりは寒さもいやまさり候べく」といへるにも適合し。特に其頃開明門院は其年春の大火にて御所炎上し。洛東智恩院中の一院に御假住居の折なれば「ことに只今ならせられ御所は山分の御事なれば。風もはげしく氷もむすびあつくあらせらるべくさつし上候」とあるにも適合し。又此度は十一日上京晦日下向にて。滯京廿日間には足らざれ

ば「此度はわすかのとうりう中」といへるにも善く適合せり。依て此書は天明八年十一月上旬の御消息なること明かなり

但し「兩度御めしに應じ參上致し。其御所様御機げん宜しき御様子を見あげ悦存候」とあるは。兩度開明門院の請に應じたることに見ゆれども。長福寺日記には十三日請に應じたることのみを記し。今一度請に應じたることを記さず。隨て此事一往適合し難きに似たれども。此は恐くは日記に記し漏せるなるべし。或は又十六日恭禮門院の御請待を合せて兩度と記されたる歟。其故は日記文面に依れば十六日は堀河の局の御請待と見えなれども。他の例を考ふるに。寛政十二年九月廿六日中宮御所より(光格帝の中宮欣子内親王)御内々尊者を御請待遊ばされたる時は。上臈押小路の局素光院の方にて御齋を供養し。中宮の御代として油小路の局御挨拶に出られたる由長福寺日記にあり。今も同様にて。十六日は恭禮門院の御請待なれども。御齋の御供養は堀河の局の方にて行はれたる乎。此日開明門院も御臨席御對顔ありたるに依り。此をも合せて「兩度御めしに應じ參上致し」云云と記されたる歟。且らく記して疑を存す

宛名に御上臈御方とあるは上臈祥臺院操山尼を指し 智淨尼とあるは開明門院

の御佛間守を勤めたる清岳尼なるべし。清岳は字。智淨は諱なり

一一五開明門院上藤御方に答ふる書

天明八年十二月十九日
尊者七十一歳

水薬師寺藏

御文の様うけ給り候。仰のごとく寒中の折 其御所様彌御機嫌よく
ならせられの由。いか斗悦上。寒氣の時のゆへ少々づゝの御事はあら
せられ候よし。なを宜しく御しのぎの事ねがひ上候
御所々様御そろいあらせられ御機嫌よくこの御沙汰うけ給り悦上
候。拙子毎々御とわせ遊ばし。随分平安に御座候
御菓子壹箱。寒中御たづねおぼしめさせられ。かたじけなく存上候。歳
暮の御祝として御鏡御くよう。相かはらずおぼしめしあらせられか
たじけなく。なを寒中宜しく御しのぎ遊すべく。ごしの内餘日なく。來
春申うけ給るべく候 已上

かねておぼしめさせられ水薬師近所の御所の事。關東より御内分。
左はなされがたきこの御様子。□^い□^づ□^れ御尤なる御事に存上候。なを
いづくにても 其御所様ながく御機げんよくならせられ候はゞ。
法のため 國家の御ため御守りひさしくと存上候事におはしま
し候。此うへどかく 關白公おぼしめしと存じ上る御事に候。疊峰
事。毎々御入筆あらせられ。申きかせ申べく候 已上

十二月十九日

慈雲

上御披露

編者曰文中に「水薬師近所の御所の事關東より御内分左はなされがたきこの御様
子」云々とあるは。天明大火の後新御殿を直に水薬師寺に造り之に住せんと思召し
たるに幕府之を拒みたるを云ふ。されば此書は天明八年十二月十九日の御消息な
ること明なり。關白公とあるは藤原輔平なり。野史に依るに藤原輔平は天明六年三
月關白となり。寛政三年八月廿日罷むと見えたり

一一六開明門院上臈御方に答ふる書

水薬師寺藏

御修行事のこと。數息觀を御修しなされたく候。但し數息觀は御ことしげきに御とりまざれあるをりは成しがたき事に御座候。みづから心をさとり候事は在家出家のへだてもなき事。又事しげきもしづかなるも妨げぬならひに候へば。心地の方を御心がけなさるべき事に御座候。十善法語のなかにも處々に出候へば。御をくねんの御たよりとも存參らする事におはしまし候

雙龍庵

上臈御方

編者曰。已上九通は開明門院御在世中尊者より門院の上臈操山へ送られたる御消息なり

一一七操山尼公式又に答ふる書

寛政八年以後七月廿二日
尊者七十九歳以後

水薬師寺藏

夏滿の御文披見致し候。彌如法安居竟なされ。何方も法久住の相を浮め。よろこびこれに過ず。その不淨衆者はまことに風前の塵と云もの也。取にたらず。拙子此間は少々腹瀉ゆへ。上京しばらく延引致し候。しかし今日のとをりなれば。よほご宜しきにむき候間。來月五日に此元發足にて六日に上京致すべく。了眞公清岳尼よろしくたのみ存じ候。なを殘暑。御しのぎ可被成。病中あらくの御返事申入候 已上
阿彌陀寺も安居竟。悦存じ候。拙子も一兩日は餘ほご重き様に覺へ候へども。昨日より宜しくなり。今日は餘ほごよろしく。食味も平生底になり候間。御案じ遊すまじく候 已上

七月廿二日

慈雲

操山尼公式又

御返事

編者曰。了眞公清岳尼は共に水薬師寺の尼僧なり。就中了眞公は後に水薬師寺第二世となりたる人にて。寛政八年七月剃染なれば此書は其後なり

一一八操山尼公式又ニ答ふる書

享和元年三月廿二日
尊者八十四歳

水薬師寺藏

御ふみ披見致し候。仰のごとく暖氣をもよほし候折しも。愈御壯健に御いりあそばし御目出度。御所々御きげんよくならせられのよし。いか斗悦上候御事に候。拙子平安。此度は疊峰病氣につき清岳尼を御くだしなされ。委曲御様子うけ給り。先頃は御近きほどの失火にて。ことさわがしく。しかし御寺内には何事もなく。悦上候御事に候。此元病人も先きづかいあるまじく。それゆへ清岳尼も明日は上京のよし。なを此もと外様御きゝ遊すべく。先比は直に御下りともおぼしめし候よし。是はそれに及ぶまじき御事に存じ候。なを拙子上

京もちかより候事に候へば。委しくはそのせつ直に申入参らすべく候。已上

三月廿二日

慈雲

操山尼公式又

御返事

編者曰。文中に疊峰病氣につき清岳尼を御下しなされ云云とあれば。此は疊峰法護律師の危篤を聞て病氣見舞の爲に清岳尼を河州高井田に遣されたるをいふ。疊峰律師は享和元年三月廿九日入寂なれば。此書は同年三月廿二日の御消息なるべし

一一九操山尼公式又ニ答ふる答

享和二年五月十六日
尊者八十五歳

水薬師寺藏

御文披見致し候。暑をもよほし候せつ。彌御壯健御入遊ばし。大慶存じ参らせ。拙子平安に居申候。しかし事しげくこまり居申候。義仙尼下。た

いめん致し候。委細は義仙尼に御聞可被成。今日とりこみ。あらまし御返事申入候 已上

五月十六日

慈雲

操山尼公式又

瑞泉庵へ御弔儀の事。御別書のをもむき御尤に存じ候。これも高年の事。よき都合にをさまり。あんしんに存する事に候 已上

編者曰。此書は享和二年五月十六日の御消息なるべし。其故は文中に委細は義仙尼に御聞可被成とあり。又「瑞泉庵へ御弔儀の事」云云とある故なり。瑞泉庵法興大尼は享和二年四月廿九日九十歳にて死亡し。翌五月長福寺義仙尼焼香に赴かれたる。と長福寺日記に在り。同日記享和二年五月十四日の條に云く「早朝義仙求寂姉大坂へ下向。河内瑞せん庵大尼様御死去に付御焼香に参らる。御侍者義長尼」とあり

一一〇操山尼公式又の河内水難見舞に答ふる書

享和二年七月十日
尊者八十五歳

水薬師寺藏

八日の御ふみ今日相達し披見致し候。暑氣の御ふれもなふ。法義御つとめなされ。大慶の御義に存じ参らせ。扱此邊の洪水の様子御聞に達し御案じあそばし。先達て一雲比丘迄時の様子しるし候。定て御覽も可被遊。但し其をりは高井田の事も一向に通路なく。おぼつかなき事のみ。に御座候。其後おひく、便りも通じ。昨日は明堂も此元へ参り候て。實説をうけ給り候。高井田は先水つきの内にてはをだやかなる事にて。堂くり藏なご一向に水いり不申。門ならびに南の寮の雨をち迄水参り候。拙子が寮の後垣の邊迄は水参りて。此度公儀ならびに町方の施行船。垣の外迄帆をかけて。つぎ村の不自由なる者共に飯米などほごこし候。寺は先此とをり。法筭尼の菴。惠元尼の庵は。床の上へ水いり。法筭尼は施主家村川氏が宅へ参り候由。村川宅も床迄は水つき候由。瑞泉庵は高みにて水不入。大抵村へ半分は水入也。森川内は門迄水つき。それより軒下迄もをよび候へども。庵地へは不入。高井田より大

坂へかよふみち一向に不通。今里のつゝみななどは船帆をかけてかよひ候よし。一兩日は水餘ほど引候て海道通じ候。しかし二處は船わたし也。先みちすじあき候へば。日々たよりおぼつかなく相しれ候。一派の尼衆は法筭惠元のほか。一向に何のさわりなく候。但し村へ水つき少々の不自由は御座候。外々の水つきの處は一向に餓鬼世界の様と人々申事に候。

此度の大變。ところによりては人死もおほく。牛馬犬などもおほく。高井田へも兩人の死人ながれ來り候よし。大坂川すじは家諸具數をしらす。家に人ありてながれ來りしをたすけ遣候はなしもあり。又目の前にて家くだけ。人もみな水に入候も見をよぶほど事也。小兒などの器に入てながれ來り候をたすけ候もありと。人々申事に候。先一派の内は一人も水のけがなく悦存じ候。なを殘暑よろしく御しのぎ可被成候。

七月十日

慈雲

操山尼公式又

御返事

編者曰。此書は享和二年七月十日の御消息なり。河内の洪水は同年六七月なるが故なり。委細前に記せるが如し。

一一一 操山尼公式又に答ふる書

享和二年七月廿七日
尊者八十五歳

水薬師寺藏

御ふみ披見致し候。仰のごとく暑熱のをりしも。御壯健に御入遊ばし。大慶これにすぎず。御所々御機嫌よく悦上候。拙子平安。早くも過る光陰。七月と云も兩三日なり。拙子上京もちかより候事に候。此度の水なん諸國になやみおほく。誠十善には致し度御事。故門院様の御志願存じ出し候事に候。十二卷の法語。あれこれ信ずる人おほく。うつしし本もあまた出來候へば。急にこれなくとも平次第には御志願のしるし

を覺へ候事に候。勿論天地の變にておりにふれたるうごきはある事に候得共。善根の世には人民のなやみすくなく。惡業の世は人民のなやみおほきと申事。今年の水難につきて世に惡業のつよきも見え候事と存られ候。願しんの菩薩のちから此とさきにあるべく。先此後の十善をのみ頼母しく存じ候。殘暑つよく。宜しく御しのぎ可被成 已上

七月廿七日

扱此元順翁師平安にて年相をうにつとまり候。よのなか病人など加持をねがひ候人々おほく。山伏の様になり。律儀相應のすがたをうしなふにもなるべく。これ等を改め加持祈禱は山伏しゆげん者にまかせおくべくとりはらひ。その外萬事衆僧の威儀法式を改め可申。老後には事おほき事に候。拙子も大抵かやうのもつとまり悦存じ候。此冬よりは在京の内も餘事を省き。第一義のみに日夜を送るべく。これによりて先今しばし世に住すべくとよろこぶ事に候。

その御地に藏の御こんりうあるよし。一雲比丘はなしきかせ。大慶存入御事に候。此邊河内の水なん。高井田はすべて水引候て人々あんど致す事に候。外村は今に水つき候様子にきこへ候。但し 公儀よりの手あてにて。たすけふね施行舟あどくめぐみ□ふかく。それゆへ水相をうには死人すくなきと申事に候 已上

慈雲

操山尼公式又

一二二操山尼公式又に答ふる書

享和三年五月十六日
尊者八十六歳

水薬師寺藏

御ふみ披見致し候。あつさにをむき候せつ。彌御壯健に御入遊ばし御目出度 御所々御機げんよくならせられ。悦上候御事に候。拙子平安に居申候。此もとにては大坂よりは事すくなにて。大抵京都と同じ

様子なり。蚊も京都よりはすくなき様におぼへ居申候。是觀院殿御死去のよし。誠に世のことはりと存する事に候。此邊にてもあれこれなき人の數おほくなり候事候。但し城内はみなく御安全にて。信心のよくとも存する事に候。夏も三分の一は立候へば。ながれは早きとし月と存じ居申候。了眞公には。はしかは御のがれなされ候や。清岳尼へも宜しくたのみ存じ候。拙子上京は八月初なるべし。夏竟早そくと存じ候へ共。夏中禁足ゆへ諸方の請待みなく。のばしおき候ゆへ。七月中はこれに日を送り候事と存じ居申候。これよりなをも暑におもむき可申。宜しく御しのぎ可被成候 已上

五月十六日

慈雲

此もとは今に梅雨晴かね候て物なごしめりやすく。但當院は見はらしよき所にて庭のさきに朝夕春日山を見候。風も吹とをし候て相應にはすゞしくおぼえ居申候 已上

操山尼公式又

編者曰。此書は享和三年の御消息なるべし。其故は文中に「是觀院殿御死去のよし」云云とあるが故なり。是觀院殿の死去は享和三年四月五日にて長福寺日記同年四月六日の條に「齋後義寛貴姉。御随伴沙彌尼與從。御侍者如寂子。是觀院様御死去に付御出」あり。又同寺過去帳には「是觀院深廣淨心大姉。享和三年癸亥。四月五日恭禮門院尊儀御在世小式部局」とあり

一二三操山尼公式又に答ふる書

六月廿六日

水薬師寺藏

御文披見致し候。暑氣のをりしも御壯健に御入あそばし御目出度御所々御機げんよくならせられ悦上候事におはしまし候。此元平安と云に居申候なり。すこし時氣にふれ痰咳おさまりがたく。病は随分かろき事に候へども。老病人の事ゆへひまごり候事に候。しかし時々によろしき方におもむき候へば。御案じ被成間敷。夏も次第に日數候ゆへ上京近より悦存じ候。十七に上京と存じ候へども。人々申候には。

今しばらく残暑のところ見合し可申との事。右之様子に候へば。來月の末にもなるべきやと存じ候。猶明堂より委しく可申入候。已上
心蓮院殿及素光院殿何方へもよろしくたのみ入候

六月廿六日

慈雲

操山尼公式又

御返事

一二四操山尼公式又の答ふる書

極月廿六日

水薬師寺藏

御ふみ披見致し候。おほせのごとく寒中。彌御壯健に御入遊ばし。御日出度存參らせ。御所々御機嫌よくならせられ。いか斗悦上候御事に候。拙子平安に居申候。寒中御見舞のおぼしめし。年内も餘日なき事に候へば歳暮の御しうぎ。おぼしめしのだんかたじけなく。いか様今年は格別の寒氣と云にも御座なく候へども。老身には餘ほご身におほ

えし事に候。なを寒氣よろしく御しのぎ春を御むかへ遊すべく候
已上

清岳尼より傳言。なをよろしく御傳へたのみ存じ候。已上

極月廿六日

慈雲

操山尼公式又

御返事

編者曰。右慈雲尊者御消息集一卷は今新に編集する所なり。尊者の御消息百十一通。餘人の書翰十三通。合計百二十四通を収む。尊者の御消息百十一通の中。おもよ殿に答ふる書と。牛田徳之助に與ふる書と。岩田觀音寺所藏の。瓦鏡大尼に答ふる書。三通との五通は寫本に依り。餘は皆尊者御眞蹟の原本に依て之を出す。御眞蹟の所在は一々題目の下に之を注せり
尊者の御消息の體裁を見るに。多くは紙を横長く二つ折にして。先づ初には大

書し。一通り書し終りて後ち。又初に立返りて細字にて行間に書す。初め一通り書し終りたる時は文句の終りたるに拘らず已上或はかしくと書し。更に初に立返りて行間に細字にて書し終りたる時再び已上或はかしくと書す。今活字版に附するに當りて一に原本の體裁に従ふこと能はず。故に今原本大字の本文を初に出し。行間細字の分は後に一字を下して之を出し。以て其の區別を示すこととせり。

又尊者の御消息は何れも月日を記して年號を記さず。故に其の年代の前後を知るに由なし。但し書中の文言に依て之を推し。或は京都長福寺の日記に依て之を知り。或は京都水藥師寺の日記に依て之を知り。或は皓月尼の集むる所の尊者の和歌集に依て之を知ることを得たる者は。今皆一々に其書の末尾に之を注せり。

長福寺皓月式又破門紛議枝末の概畧

此中皓月式又破門紛議に關する書翰數通あり。今その紛議枝末の大略を記す

べし。長福寺は元と 恭禮門院 尊者の教を受け給ひ 皇子眞淨明院尊儀の冥福を祈らんが爲めに。尼衆の僧坊を設け給はんとの御思召にて自から大檀主となりて創建し給ふ所にして。慧琳尼皓月尼等 門院の命を蒙り。尊者の指示を受けて創建の功を成せり。且つ慧琳尼皓月尼は共に尊者授戒の弟子にして尊者を依止師と仰ぎ居たれば。高貴寺一派と長福寺とは因縁淺からず往來常に絶えざりしが。享和二年尊者八十
五歳の時皓月尼尊者より破門を蒙りたる由にて。爾來永く往來を絶ち以て今日に至れり。さて其の破門の由來を尋ぬるに。今此の消息集に出せる書翰七通長福寺に現存せるのみにて。以外には高井田長榮寺にも高貴寺にも確かに記したる記録なければ。今その詳細を知るに由なし。唯だ長福寺にて代々口傳へに傳へたる所を聞くに。享和元年の頃 尊者の侍者某沙彌不如法の事ありて其の風聞世に喧しかりしかば。皓月尼傳へ聞きて書を尊者に上り。捨て置き給はゞ尊者の御徳を毀つることあるべし。早く退け給はんに如かずと申上げたるに。尊者御披覽ありてその書を机の上に置き

給へり。いかなる折節にや。侍者某その書を披き見て己が非を擧げたるを瞋り
尼百歳禮。初夏比丘と云ひ。不得擧比丘過と云ふは如來の制戒なるに。尼衆の分
齊として男僧の非を擧ぐるは以の外の事なり。皓月尼をこそ破門擯斥すべけ
れと論じたれば。高貴寺の大衆之に同じ。遂に皓月尼を擯斥し長福寺を出去ら
しむることに決し。その旨大衆の名を以て長福寺へ沙汰せり。その頃京都阿彌
陀寺の輪番は一雲律師なりしが。律師は高貴寺大衆の決議を快からず思ひ。遂
に輪番職を辭し衆中を離れ。京都吉祥院村西中御所の内三宮寺を再興して之
に住するに至れり。惠友律師もその頃阿彌陀寺に在りしが。一雲律師と意見を
同くし阿彌陀寺を去り衆中を離れ京都西山梅尾高山寺に住するに至れり。皓
月尼は高貴寺大衆の沙汰を受け長福寺大衆及び關係の人々心蓮院素光院等
に相談したるに。長福寺を去ることは長福寺維持の爲に甚だ宜からず。寧ろ依
止を斷りて高貴寺一派を離るゝに如かずと決し。享和二年九月皓月義仙連名
にて龍頭律師に宛て依止御斷りの書面を發せり。而るに十月朔日尊者より心

蓮院素光院の兩人へ宛て御手紙にて。此度の事は雙方の誤解もあり依止を斷
る程の仰々しき事にもあらず。近日資靜比丘を以て詳細申入るべしとて一時
御預けと遊ばされたり。それより以後長福寺大衆は皓月尼を始めとして何れ
も三宮寺一雲律師を以て依止師と頼みたれば高貴寺一派と長福寺とは永く
往來を絶つに至れり。其後讚州善通寺誕生院僧正嚴藏師雙方和合の爲め仲裁
を試みたれども明堂和上より謝絶せられて成らず。水藥師寺操山尼も仲裁を
思ひ立ちたれども皓月尼より謝絶したれば亦思ひ止まりしものゝ如し。かく
て文化元年八月尊者大病に罹り同年十二月廿二日御遷化遊されたれば。皓月
尼破門の一條は心蓮院素光院の兩人へ一時御預けのまゝにて遂に決せざり
しなりといふ

手簡集

- 一。御母君の御手簡
- 二。開明門院の御手簡
- 三。恭禮門院の御つぼね心蓮院素光院連名の手簡
- 四。刑部卿の手簡
- 五。郡山城主柳澤甲斐守保光侯の手簡
- 六。片桐主膳正貞顯侯の手簡

佐川武凡集

一

御母君神光院明導普宣大姉之御手簡數多ありし中に一通を殘す。下の文書みなしかなり

文にて申入る。朝夕はひへく敷なりへども。彌御かわりのふ御入なされ候よし。うれ敷存候。しかれば聽衆御方より起信論の讀講

手簡集

御ねがひのよしに候へども。いまだ御すぐれなされず候ゆへ。先御せう引も御ざなきよし。御尤にぞんじらる。此ぎはたとひ御病氣すぎ候て。よく御入に候とも。御うけは御むようとぞんじらる。そうたいかう釋を近づきの御人にしたがひてなされ候ては。經おわれれば論。ろんおはりなれば律と。しだいに相つゞき。これぞと申かざりもなく。一生かう釋坊主になりおわる物にて御ざ候。わが身にそんならば。此たびの病氣ゐんゑんとなされ。是より事をはぶき縁をしりぞけ。日夜ざせんしゆ行を御心がけ。自ら生死を解脱して。此げだつを以。人をも利益なされ。わが身も善所へ御いふ引候へかしと。あさ夕ねがふ事に御ざ候。めでたくと。

かへす。小利をうるものは大事をなさずとかや申せば。かならず。小名聞少利益を御かへりみ。生死しゆつりの大利益を御わすれ候ことは。あるまじきこととぞんじらる。くわしくは御めもじ

と。あら。申のこしる。めでたくと。

母

慈雲律師へ

二

開明門院の御手簡

桃園院之御實母姊小路宰相中將藤原實武朝臣之息女也

御見まひ申入度さ。文にて申入まいらせ候。時分柄寒さにおはしまし候得共。いよ。御道中何の御つかれもあらせられず御機嫌よく御歸寺遊ばし。御せんもよく御す。み遊ばし夜分も御心よく御やすみあそばし候や。くはしう。け給度存る。御所々御揃被遊候て御機嫌よく成らせられ候。めでたく忝なかりらる。ひと比は久々にて御はい申入いつもながらけつこう成御事てうもん致し數々忝なかりらる。心觀願カの寺の事も何かと。御せわにて成就致しいかほどかく。忝

なかり^ら尼寺の事も仰をかれ候通うけ給 院御所様へ内々ねがひをきまいらせ候。何とぞこのうへとこほりなく相すみ候やうにとねがひ^ら御事におはしました候

豊峰律師様何かさ^くだん^く御せわ様の御事忝なさ 律師様彌御さはりもあらせられず候。おなじ御事に悦入^らも是よりは一入^く寺の事御せわ様の御事と存^ら。何分^くよろしきやうねがひ^ら明堂律師様いよ^く御さはりもあらせられず候や。次第^く寒さもまさり^ら。猶々随ふん^く御やうじんあらせられ御さはりなきやうにねがひ^らあら^くなる御見まい御禮かた^く文にて申入^ら。いつもながら六かしく御めん遊ばし下され候。私すいぶん^く無事に候ま^らりよぐわいながら御心やすくおぼしめし下され候

霜月三日

小子元光稽首拜上

奉

尊大和上様

御侍者下

編者曰。此書は天明七年霜月三日の御消息なるべし。其故は開明門院の御發願にて尼僧坊を造らんが爲に水薬師寺を譲受けたるは天明七年九月廿七日なり。此書に「心願の寺の事も何かさ^く御せわにて成就致し」云々とあるは正しく此事を指す。又文中に「豊峰律師様何かと^くだん^く御せわ様の御事忝なさ」とあるは此時律師は尊者に従ひて水薬師寺に臨み譲受けに關する手續きを運び且は其前後諸般の世話役を勤められたるが故なり。又此時は寺を譲受けたるのみにて未だ尼僧坊となりたるには非ざるが故に「尼寺の事も仰をかれ候通うけ給 院御所様へ内々ねがひをきまいらせ候」云々といふなり。されば此書は天明七年霜月三日の御消息なること明かなり

三

心蓮院殿。大原前中納言重度卿之息女。素光院殿。橋本前大納言實理卿之息女。兩女ともに恭禮門院の御つばねなり

土用中御見舞のため文にて申入る。ことのほか暑さつよくおはしまし候へども。彌何の御障りもあらせられず御機嫌よく御入被遊候や。うけ給申度ぞんじら。今年にあつさもうすうしのぎよくおはしまし候處土用まへより俄にことのほか暑成。其御地いかゞと存る。ひとる比は御目少々御いたみあそばし候様に承る。嗚々御こまり被遊候半。もはや御すき。と御よろしく候や。さびしき暑氣にておはしまし候ま。猶隨分。御やうじんあそばし候様にとぞんじら。阿彌陀寺にても和上様御機嫌よく御入あそばし御悦申入まいらせ候。

尙々幾久しく相かわらす暑中御見舞申入る。様にと祝入る。御用多御中御返事に及申さず候めでたく。

六月二十一日

心蓮院
素光院

大和上様に
人々御申入

編者曰。此書年代明かならず。但し此書に對しては七月二日附にて尊者の御返書あり。御消息集の中に之を出せり

四

尊書難有拜見申上候。先々時分がらよほど暖氣相成候處。益御機嫌宜入せられ候と存じめで度存上候。左候へば先日は毎度御洗米御上げ被下慥に落手致候。御苦勞様の御事と存上候。尙宜御祈願被遊被下候様御願申上候。誠に先達而は御面倒様成義御願申上候て早速御認被遊被下難有存上候。色々御むつかし様なる御事御願申上候得ども早

速被遊被下候而いか計難有存上候。鳥渡文にて御禮申上候筈口り。何角御用心入御さ候又々少々不快にも御座候故彼は大延引に相成候而失禮申上候段御免被遊被下候。あまりく御無沙汰申上候故延引ながら御禮旁文にて申上候。且又夏中は春岳院様へ御こし被遊候よしに仰被下難有存上候。何卒御拜願申上度願はしふ御事に御さ候。めでたくと

尙々随分く御きげんよく入らせられ候よう願上候。御門主様随分と御機嫌様宜入らせられ候。偏に御蔭ゆへと忝かり申候。尙宜御祈願御願申上候

三月二十三日

刑部卿拜

大和上前

上

編者曰。此書文中に「且又夏中は春岳院様へ御こし被遊候よし」云々とあるに依り。長福寺日記を檢するに天明七年八月十五日の條に「今日夜に入 尊大和上様和州春岳院より阿彌陀寺へ御上着」ありて。十七日阿彌陀寺にて自恣の作法行はれたる由を記せり。依て此書は天明七年三月二十三日の消息なるべしと思はる。刑部卿は誰人といふこと未だ詳かならず

五

副啓候。先達而者遠方之處寛々入見參大悦不過之存候。其節任約諾以祖衛門申入候文庫之内忝存候。其頃は葛城の御登山之旨承之候。甚寒之砌嘸々御こまりと遠察致候。此節者御歸寺可有之と存一筆申入候。且春者河州へ御下り前當表御來臨給候様貴約候得ば猶申入候。彌御出給候様日々仰存候。先達之御禮者中々不及筆紙。又々拜面之節と萬々申洩候。猶春來可申承早々如斯に候也

十二月十三日

保光

慈雲大和上

机下

編者曰。保光は和州郡山城主松平甲斐守欽明大居士の諱なり

六

謹而呈一簡候。春暖之砌に御座候處。益御安泰に被成御起居奉珍賀候。爾者小子先頃より所勞に付御祈禱之事奉願候處。早速御承知御祈禱被成下。御蔭を以不快追日快罷成。誠以辱仕合奉存候。且又道中持參仕候様にと御袈裟御拜借被仰付。勝福寺へ御懇之御傳言被成下。忝仕合に奉存候。此際も御弟子衆を以御洗米も拜領被仰付。是亦段々辱仕合に奉存候。明朝謹而可奉頂戴と奉存候。明日よりは御修法被成下候。由御勞煩之義恐入候。御懇切之至不薄辱仕合奉存候。彌明日發足仕候。來年歸邑之上可奉得拜肩と奉存候。御禮申上度如是に御座候。尙江戸着

之上厚く御禮可奉申上候。恐惶謹言

二白昨今拜御願被彌爲成候様奉存候。隨而私も段々快罷成候。乍去

少々宛之出來不出來は御座候。何事も江戸着之上可奉申上候

三月二十七日

片桐主膳正 貞顯花押

慈雲和尚様

玉床下

編者曰。片桐主膳正貞顯は和州小泉城主なり

佐川武凡居士は吾本師大和上の肉縁たり。居士澆末の世に善知識の縁につらなりしことを悦び。かつは大和上の徳のひかりの遠くかうむりて高貴の人々も歸伏恭敬せしことをも子孫につたへて。先代にかゝる知識に縁ありしことをしりて佛道信心のたよりと

なさんどて。開明門院より贈り玉ひし文をはじめ。松平甲州侯の文迄もとり集め一軸となし。余に托して其趣をしるさしむ。それが中に御母上の文を初におくは知識の母たる人の志のたゞならぬをもしめし。かつは大和上よのつね御孝心のあさからざりしをもしらしめむとなり。余幼年より瓶鉢に隨侍することの久しければ。居士の志をよみしてしるすことしかり

文化丁卯春二月高井田長榮寺久住比丘明堂諦濡謹て書す

卷の始にある文は大和上の母の手跡也。其後七十三實曆五乙亥年の春の頃より病の床にふして

かきをくもかたみとなれや筆のあと。あすをもしらぬおひの身なれば

此歌をよみ程なく四月の九日に身まがり給へり。この歌とこの文

は大和上のせうどの森川義陳より我母に給へり。我母も同腹の兄弟なれば也。母は是を形見と身をはなたすも給もちかへりしが。是も其としの秋はかなく成給へり。其比は我は十ばかりにて何のわひだめもなかりしが。今は六十も過ていくばくの齢もあらじ。しらぬ末々は反古にもなさんかど。大和上に縁あるかたより送り給へる文どもをも集めて一巻になして子孫に残し侍るものならし

武凡謹書

汲しれとながれの末のつたふ也。この水ぐきのふるきこゝろを

編者曰。右手簡集一卷は武凡居士の集むる所なり。古寫本一卷大阪府田邊法樂寺に在り。今彼本に依て之を出す。此集元と題なし。題して手簡集といふは今私に安する所なり。題の下に目次を安するも亦然り

此中書簡六首を收む。最初に出せる尊者母公の書簡は母公の眞蹟大阪天王寺

東門蒼龍寺に在り。今彼の眞蹟に就て校合す。其餘は眞蹟の有無を知らず。亦未だ類本をも得ざれば校合すること能はず。専ら法樂寺所藏の寫本に依る。而るに彼寫本は書體書式みな原形を模寫すれども。字畫崩れて甚だ讀み難く。反復數回にして始て通することを得たり。今出す所略ぼ誤なきことを信すと雖。なほ正確を期し難し。冀くは博雅の君子更に校訂し給はんことを
 武凡居士は尊者の甥なり。尊者の妹に伊與といふあり。石川武郷に嫁して二男を生む。長を武封といひ。次は即ち武凡なり。武凡母の碑を高貴寺に建て銘じて山田興之允源武凡建といへり。然らば山田氏を繼げりと見ゆ。而るに今明堂和尚の跋文に佐川武凡とあるは其の何故なるかを知らず。但し森川家過去帳に尊者の御妹の法名を載せて明照院心鏡妙破大姉。寶曆五年乙亥九月二十九日。圓澄居士之女。一滴居士之妻。佐川武凡母。行年三十四。墓在高貴寺と記し。此にも佐川武凡とあれば。又轉じて佐川氏を繼げる歟。且く記して疑を存す

尼衆工夫書集

慧琳尼工夫書八通 皓月尼工夫書六通 俊峰尼工夫書二通

尊者御評語一通 尊者御垂示二通

○慧琳尼工夫書一

見聞覺知して起滅する心は眞性にあらず。言說心念を離れて自性解脱いたしたる。是眞性じやと存まする

小子慧琳稽首拜上

(尊者評)

見聞と眞性と別に見るは生死の妄業也

○慧琳尼工夫書二

自身の實躰のなき事をとくと觀念致しますれば。一生夢の内の境界じやとぞんじます。如此くわんする時は。生死も夢の所現。中も夢の中の所現。過去未來も夢のうちの所現。自身如此なれば世界中が夢じやと存ます。諸法皆如此にて念々未來に屬して。しばらくもとぞまらざる事。光るんの移りゆくがごとくじやと存ます。右の通りくわんじまして御座ります。御拜申上候うへにて伺奉り度存じ上參らせ候へ共。御上京迄は間も御座候故。まづくしたゝめうかゞひ參らせ候。はゞかりながら御しめし遊し被下度御願上候。何かと申候うちに。夏中も残すくなに成可申と存奉り候。すい分御機嫌よく御夏中御満じ遊し。秋は何とぞ緩々と御上京遊し候様に念じ上奉り候。惡筆故書面には何もしたゝめがたく。御覽じ遊しがたくあらせられ候半と存上候。次第に暑氣に移り參らせ候半まゝ。すい分く御用心被遊候様にと存上候と

小子慧琳稽首拜上

尊大和上様

御侍者下

(尊者評)

御工夫事邪路にてはなく。随分御用あるべし。圓覺經に生死涅槃如昨夢と。諸佛の無上正覺も大ねはんも。たゞ一睡の夢なるべし

○慧琳尼工夫書三

言説心念を離て自性解脱したる中に。はじめて心相を生ずる事
心六根より生ず。三界唯心萬法唯識。佛の外に衆生なく。衆生の外に佛もないとぞんじます

小子慧琳稽首拜上

(尊者評)

六根も言説心念をはなれたり。境界も言説心念をはなれたり。心相い

づれよりか生ずる

○慧琳尼工夫書四

六根も言説心念をはなれ。境界も言説心念をはなれ。心相いづれの
ところより生ずる

法性の忍んぎ言にのべがたき所とぞんじます。頼政の歌に
深山木のそのこすえともみへざりし

さくらは花にあらはれにけり

此歌こゝにかなふとぞんじます

小子慧琳稽首拜上

(尊者評)

法性縁起のべがたきと斗にては通途の工夫也。爰には初一念の起處
を工夫して。三世諸佛とも趣を同じうすべし。臨濟夏中再參の場所。趙

州平常心開悟のをもむきを知るべし

○慧琳尼工夫書五

己心中親子兄弟などに善惡の御座候事。是は善は善なり惡は惡な
りに親子兄弟じやと存ます。たとへば山は高きなりに山。川はひ
きゝなりに川じやと存ます

小子慧琳稽首拜上

(尊者評)

己心のなかに何ゆへ此差別生ずるや

○慧琳尼工夫書六

己心中より生じて善惡の差別御座候事。自己の憶念の致し様が惡
敷故と存ます。たとへば惡心をもつて我に怨をなすものも。此人

のために我忍辱を成ずると憶念いたし候へば。あだがかへつてお
んど成候事故。差別は御座なく候と存まする。萬事自己心中の取用
ひ様が大事じやと存まする

小子慧琳拜上

(尊者評)

御工夫用ひ様とがなし。しかし見性の場所にあらず。已後この工夫を
御用ひありて。その來處を見るべし

○慧琳尼工夫書七

去秋已後々所を用ひ來る所を見べしと。御示し遊しいたゞきまし
て御座りまする。その通りを憶念致しまするが。唯今に格別の相も
見申さず候。さりながら唯今の願心は今世初てのぐわんでは御座
りませぬ。過去無量劫よりの願心世々にそうぞく致し。如此と存ま

する。此願心は後世にそうぞくいたし成就致しまする事とぞんじ
まする。たとへば物の種を土に今年ふせおき候へば。明年すなわち
おのが古き種をいたゞき出生いたし。世々にそうぞくして世かい
中にひろまり候ごとく。願心もおなじ事じやとぞんじまする。物種
はきへうする事も御座候へ共。願心は世々にそうぢやういたしま
すると存まする

小子慧琳、稽首拜上

(尊者評)

願心の事しかるべし。此なかに三世を一念にそなへて過去にも入り
未來際にも入り。一切世界にもわたりて。とゞまりやむことなし
此を御ちからのおよぶかぎり。御おくねんあるべし

○慧琳尼工夫書八

三世を一念にそなへ。過去の過去際より未來の未來際に渡り。工夫致候様にと先達て御示しいたゞき候

念々相續してしばらくもどゞまらざる事。光るんの移りゆくご
とく。一切法の自身とけし斗も違なき事は。明に見得致し候へ共。
過去は誰の家に生。何を行じ。未來にはいづこに生をうけ候と申
事相しれ不申候。何とぞ 御上京の節御拜のうへに御示しいた
ゞき候半と有がたく御待申上候處。大へんに付御法事も夏中被
成候故。何かと御事多旁にて 御上京も秋へ御ゑんにん遊し。山
々御殘多存奉り候 御機嫌よく夏も御満じ遊し 御機嫌よく
御上京の上御伺申上候半と御待申上候。ことの外の惡筆故書
面には申上がたく存上奉り候 じ

尊大和上様

御侍者下

小子慧琳稽首拜上

○皓月尼工夫書一

黄蘗與麼老婆爲汝得徹困

是は捧^(一)を得たる^(二)とき直に見るにあまりあることを。こゝへ来て
過ちを問ふはおそき事ぞといふほどの事とぞんじ候。是よりう
へのごとは得見不申候。又かやうに見候ても。如何やうに申候て
あたり候半や。見定がたく御座候

小子宗顛稽首拜上

(尊者評)

- (一)黄蘗滿身の受用を見べし。得たると見は違ふ
- (二)遅と云には非ず。子として父の業を疎にす

○皓月尼工夫書二

馬大師不安。院主問和尚近日尊候如何。師云日面佛月面佛といふ

事を

日の面月の御かほの御ほとけは

こすへをはらふ木がらしのかせ

小子宗顛稽首拜上

(尊者評)

是は公案の注釋と見へ申候。今一回超過して御覽あるべし

○皓月尼工夫書三

見てもしれ天てらす日のうごきなき

千代の光りや萬代のかげ

右はよみかへまいらせ候のゆへ。御らんに入申候

小子宗顛稽首拜上

(尊者評)

先此を御しるし可被成。公案の評は天外に出頭し地外に出頭して。しかも平々なるべし

○皓月尼工夫書四

先達て御示しに。子どもものとき習ひしいろはも老年まで役にたち候事。やくにたつのみならず。次第にこうしやになる。子どもものときならひし大學も一生わすれぬ事。又これがちうぶをわづらふか老もうすれば。やくにたゝぬやうになる。これを憶念し候やうにと御示し下され候が

是を思惟致候處。子どもものときのいろは大學をもわすれ候はぬは(一)藏識に熏するにより。次第にその事の増長致候は。前五識(二)と意識との相たすけ増長致候とぞんじ候。それ故生れながらにそのみちにきようなるものもあり。不きようなるもあり。きようなるも。現に修

行の功なければ長じ候はぬ事とぞんじ候

小子宗顓稽首拜上

(尊者評)

(一)此藏識と云もの自ら徹見すべし。心内か心外か

(二)此前五と云も第六識と云ものも。自ら徹見すれば役に立也。唯識よみの學解ばかりにては暗々地なり

○皓月尼工夫書五

(皓月呈) 香嚴上樹に

葉かへせぬときはの松のしもを経て

千代の氣色ぞ深みどりなる

(尊者評)

是は今すこし力をくわへて御よみ出し可被成候

(皓月呈) 達磨安心に

此比のながめにあかずあら雪の

花のいろ香をさそふ山風

(尊者評)

歌にきこえ申候

○皓月尼工夫書六

(天明九年正月晦日呈)

香嚴上樹

松がえよゆきよあらしよこれぞこの

柴の戸ぼその有り明の月

ひと日の歌よみ替候故御覽に入申候。此公案は修行者の(此下紙切)

(尊者御添削)

松がえよゆきよあらしよねこの顔

柴の戸ばそよ有り明の月

○俊峰尼工夫書一

目の事はいまだ何とも工夫つき申さず候故。はじめの御しめしを工夫致候

心は身中にも遍滿致。一切にも遍じ御座候と存候

(尊者評)

もし自心一切に遍滿せば。一切衆生の心も遍滿すべし。若たがひに遍滿せば。他人の業煩惱も我つみとなるべく。我業煩惱も他人の罪となるべし。然れども左なければ遍滿と云事もおぼつかなし

自身の髪つめなどは。何のおぼえもなきものにて御座候。此髪つめなどのとをりにて。自身の外の事は何もおぼえ不申候得ども。やはり心は一切にも遍じ御座候と存候

(尊者評)

髮爪は切すて候へば他物也。身にそなはりたる時は我物なり。慧可大師が臂をきりたるも。同じ身にそなはりたる時と切すてたる時は同じことならず。未徧滿せることはり明ならず

○俊峰尼工夫書二 (享和元年冬)

此身は過去にて善業惡業一切なしました業^(一)のかけが此世にあらはれましたものと承候

心といふものも。かたちはなけれども。過去の善念惡念一切の念のかけが此世へあらはれまして。善業惡業^(二)のかけに生々のごころそなはりまして。又過去のごとくに念がおこりますものかと存候

(尊者評)

(一)これは初心には佛説を信じて可也。天地の氣はものをおもはぬ物

なれば。天地の氣が形の内へいりて心となると云は僻事也。此ころは御自心の工夫にて決擇あるべし

(二)此ころ肝要なり。心は善惡の主たり。善惡の影にはあらず。善惡はわが心より生ず。一の君のために花を折にも。君を大切におもふてその命の大事をつとむれば善業となる。もし君へついしやうのころあれば惡業となる。花を折は一なれども。心の善惡にて業の善惡となる

○尊者御評語

大抵はこの通りなるべし。しかし樂む者は花を見てたのしみ。うれふる者は花を見てもうれふ。古人の詩にもカンハニ感時ニモソ、キヲオモフチハナニセ花洒涙ハニセ憶別鳥ハニセ驚心ハニセと云様に。ひとつの境がいハニセに樂みハニセどうれハニセへハニセとわかるハニセゝ者あるなり。又同じ月ほしを見ても。つねの者は何ごとハニセとなしハニセなるに。天文博士はそれに吉

凶をおもふなり。此類をおして彌きやうがいの通りか左もなきかを工夫ハニセつちやうあるべし

編者曰。此の御評語別の紙に認められたり。何れの工夫書に付くか明ならず

○尊者御垂示

御工夫事邪路にてはなし。但し心念のはじめて生ずる場處は。諸佛無上正覺のところ也。十方の善さつ爰ハニセにかなふて佛地ハニセに入なり

それなれば高してはかりがたきかと云ハニセに。直に現今の一念心なり

編者曰。此も別の紙に認められたり。何れの工夫書に付くとも知れず

○尊者御垂示

おもふことなきころを。おもふことなきまゝハニセにもちゆることを工夫あるべし

月もさやかなどおもはず。心もさやかなると云ハニセねんもなく。花もう

つくしひとおもはず。心もうつくしひと云ねんもなくば。さやかな。
うつくしひは。いづれのところの生ずるや
但し地も火風も水もものをおもはぬなり。心はものをおもふもの
なり。これを御工夫あるべし

編者曰。右尼衆工夫書集一卷。今新に編集して出す所なり。此中慧琳尼工夫書八
通。皓月尼工夫書六通。俊峰尼工夫書二通。及び尊者の御評語一通。御垂示二通。合
計十九通を収む。皆京都長福寺所藏の原本に依る。各工夫書に對する尊者の御
評語。并に末尾に附する尊者の御評語一通。御垂示二通は。何れも皆尊者の御直
筆なり。此外慧琳尼。皓月尼の工夫書なほ數通。長福寺藏中に存すれども尊者の
御評語見えざるが故に。今之を出さす

末利夫人より舍利弗尊者へ上る書に擬す

芬陀利の妙なるいろ。唄匿のたうとき聲は。わすれ奉るにはあらねど。
久しう塵縁にさへられ。聽法のいとまもなく。あさな夕な遙に拜し奉
るおりから。心にまかすべうもなき身のみうらみふかふこそ。いとお
それおほき御事なれど。大聖世尊背痛の御いたわりも。おこたらせ
給ひて。ふかきにふかき御法の海に。剛提の焦種とやらんまでうるほ
ひぬらんとおしはかり奉りて。人をも世をもうらむまじき袂は。ふら
ぬ時雨にかわく間もなう侍る。大迦葉尊者は賤がふせやをのみ御た
どりあるとうけ給りぬれば。ありし昔の奈の園も。どりかへさまほし
う。阿難尊者の女人に御いつくしみふかきも。常隨給侍の御いとまあ
らせ給はぬにや。目連尊者の十八變化も。須菩提尊者の實相空行の御

ことの葉も。見聞の縁ほごふるこそ。かへすも佛世に生まれしかひなう思ひしほる。夕まぐれをおはかりあらせられ。何れの諸大羅漢尊者にも。入定の御いとまには。いとほしき宮中へも御降臨し給へかしと。つねねがひあげ侍る。今迄は拙き筆のすさみも。おそれおほくて。心のうちは他心通眼の御證知あらんどのみ打すごし侍りぬ。こたびは常ならぬ御事なれば。つゝましさおそれ多きは。さることなれど。いはでおもふにたへかねて。拙きことの葉におろかなる心を添て。大尊者の御覽にいれ奉らんごぞ。數ならぬ身宿因つたなく貧しき家にうまれ。身をあやしき婆羅門にうられ。柰園に年を送りて。朝な夕なの命もはかりがたう。飢をやすめ寒さをふせぐ資だに。世に似るべうもなかりしに。大聖世尊の御加被力によりて。世にうへなき位にのぼる耳ならず。生死海の中に渡りぬべきふねを給はりぬれば。慈恩の大なること。心に徹し肝にとほりて。一日かた時もわすられ侍らぬ

まゝ。せめて正法外護のためには。骨をきざみ髓をしたづとも。おこたらじと誓ひ奉りぬ。我君も。初は外道を御歸依ありて。正法には聊も御こゝろざしなかりしを。御かたはらに侍らふより。三寶の御功德を。江海の一滴須彌の一塵。おろかなる心のうちにうけ給りおきしかぎり。そこはかどなく奏し奉り置しに。あるとき十七群尊者とやらん。前なる川にて浴み給ひしを。我君樓のうへより御覽じ給ひて。汝の歸依せるものをみよ。嬉戯の心だにやまぬぞ。おほせありしかば。數ならぬ身のはづかしさはわすれ侍りて。我君の聖衆に慢心をおこし給る。そのつみおそろしう。また外道邪宗のいよ。此國にはびこらんも。なげかはしう。むねふたがりぬれど。是は聖衆のうち御年おさなくや。または。大聖世尊のいまだ戒め給はぬなるべしと答へぬ。此とき聖衆他心通眼にて證知ありしにや。皆々水より出で定にいり給ふていて。水瓶と共に霞空を飛行して。祇園精舎へかへり給ひしを見奉り

て。その力を得しうれしき。猛火を出て清涼の池にあそぶこゝちになん。我君に奏し奉りて。御上覽あれかし。わが歸依し奉る人をど。それより我君も正法に御信心ふかうならせ給ひて。ともに精舎に詣し。金剛智杵のかひありて。薩迦耶の山くだけぬれば。諸の外道ごもは。嵐の庭の雪とのみ消うせ侍りて。此國九億の人衆の三億は業障ふかう。生盲の目を見ぬごとなれど。其餘はみな見聞の益ありて。聖果を得るもおほくなん侍れば。愚なる心のうちにも。いか斗ありがたううれしうこそ。執權大臣の尼寺の墻外にて。おぼろげならぬ心をおこせし時も。我きみに奏し奉りて。時ならぬ加階をあたへぬれば。これも淨信を生じ侍りて。正法中のひとゝなりぬれば。かすならぬ身のたてし誓も。三寶の御加被力ありて。むなしうはあらぬ事と。頼もしう侍りしに。きのふなん迦留陀夷尊者。御心にもあるまじき御事にて。婆羅門なる者。御身に繩をかけ奉り。廳所まで引來りしとおもとのつたへきこえぬ

れば。いとむねふたがり。我にもあらでうちふし侍りぬ。しばしありて人心もつきぬる後。くはしうたづね侍るに。法門の耻辱とも聖衆の被害とも。上佛化をも押へ。下衆生の利益をも失ひ給ふ御事と。いとかなしさ。かぎりなう。ひたぶるに思ひくらし侍りぬ。法一場なれば。魔もまた一場とは。かねてより聞おき侍れど。おろかなる心には。あるまじき御事とのみ。やるかたなく思ひみだれて。心地あしう。けふまでは消えやらぬ露の身さへ。うらめしう侍りしに。三寶の御威神力にや。傍に侍ふ青衣の。いともかしこくはからひて。童女も婆羅門も。ありしまゝに伏首し侍れば。それくの所罰を定め。まづこたびは餘れ法門の耻辱ともなくて過にしこそ。我君をはじめ奉り。かすならぬ身までも。うれしさかぎりなう。世にあるかひもど。むねひらけ侍る。往しものはどがむまじけれど。來るものは猶おふべしとやらん。此より後このたぐひなる御事も出來るは。外道ごもの口ずさみにもなり。不定聚の衆生の

信をも失ひ。他國不信樂の王なる人は。正法の大害をもなし給はんと推はかり侍れば。出過なる女とおぼしおとし給はんこともはゞからで。御いさめ申奉り候ひぬ。愚かなるものゝ詞なれど。御うけがひも如何あらん。此うへは大尊者のかしこき御はからひのみ。ねがはしうこそ。かくくだくだしう申あぐるも。おそれおほけれど。正法外護のころざし。もだすべうもあらで。つたなき筆の跡さへかへしかね侍る。心のうちはつくしがたければ。他心通眼にて證知あらせ給へ。大尊者例の風の御こゝちあらせられぬさきに。耆婆大醫へよりく御とぶらひありて。御藥たえまなう。永く世間を御いとひなう。御利益もひろうあれかしとねがひ奉り侍る。一日 國より大臣なるものとぶらひ侍りぬ。勝鬘もつねづね法のことわすれで。ありがたき御かげのみ。あさな夕な拜し奉り侍るとぞ。彼 國も。正法日ましにおこなはれ。利益ひろしとうけ給りぬ

祇園精舍衆首聖舍利弗

尊者御前によみ申さしめ給へ

波斯匿王宮中末利稽首拜

右書者開山慈雲大和上御直筆在於岩田觀音寺秘藏焉。于時慶應貳丙寅六月八日臨拜寫畢 末資大澄戒心和南

編者曰。右末利夫人より舍利弗尊者へ上る書に擬す一卷は尊者の撰なり。今戒心和尙の寫本に依て之を出す

(題外) 書 學

沙彌受戒請和の書

拙子筆子元覺と申者。俗年十七歳。六年跡より拙子に隨侍仕り居申候。愚眼の所見。大低法門の害にはなり申さぬ者と存られ候間。此度光臨寺において沙彌受戒致させたまひに御座候。各位若。御同意に御座候はゞ。御聽許可被成下候。若。殊なるおぼしめしも御座候はゞ。御遠慮なう御告示奉希候。稽首拜

和上尼 無性和南啓

宗福寺託名大姉
專念寺空身大姉
觀音寺高峰賢女

正福寺得宗賢女
觀音寺慧燈賢女
興教院道致賢女
慈照山死玄賢女
式又摩那 沙彌尼 大尼 大姉 尼和上 尼阿闍梨
禪尼 尼禪師 尼法師 尼律師 尼大德 阿梨耶
日直 月直 直歲 維那 衆首

進具請許の翰

小子弟子式又摩那素聞守拙兩人。今歳俗年二十。去々年涅槃忌の日受六法。其より今日迄戒法謹嚴につとめ居申。又遮難もなきやうに見うけ申候。此度何とぞ諸大姉の御慈愍力を以て具戒致させ度ねがひ奉り候。各位若。法門の害にもなり申間鋪と思召なされ候はゞ。何とぞ

御許容願あげ候。もしまた思召にもたがふことあらば。委細御申こし
可被下候 稽首

孟夏

尼和上 大普和南
教授 本明和南

河州悲眼菴光雲尼禪師
攝州大乘洞善心尼律師
泉州極樂寺澄照尼論師
城州知足院妙貞尼法師
和州光顯山道張尼律師

尼衆はことばすくなかるべし。世間の政務。國土の風俗。他人の過失。男
女の情欲。かりにもいふべからず。修道坐禪。教相性相。古徳の行業など
は。折にふれてかたり出ること。いみじかるべし。それとも我物しり顔

なるはかたはらいたきものなり。古人も小僧多説佛。老将不談兵とい
ふ。これもよき明鑑なり。多言は愚癡の相なり。多慮は障のふかきなり。
女人ことに他のあなごりおほし。自つゝしみ守らざれば。法門を害す
ることあり。古人口を守ること。瓶のごとくなれといひし。我等がよき
師範ならむ
和南手啓

心は細なるより細なるに若はあるまじ。身は卑よりひきゝに加ふる
ことあるまじ。僞慢は出家の有間鋪ことなり。假令徳法界に充滿すこ
も。本是法然の具徳なれば。何ほこる事あるべき。況や少々の學問手跡
持戒禪定等。皆海中の一漚の如し。今時沙彌尼式又となれば。はや我こ
そがほなる。大尼となり尼和上。尼阿闍梨など。稱すれば。武士の敵城
をもやぶり。鬼の首をもとりたるごとく。弟子おほく寺など富饒に。歸
依の人多くあれば。自身の徳あつく化廣ると思ふ。大なる僻事なるべ

し。又我は高位大祿なり。容貌他にすぐれたり。知解衆にこえたりなど
 自負す。傍より人見ばいかばかり醜陋なるべき。又弟子たる者も大
 尼となりて年ふれば。師範と同席に坐。肩をならべて行など。これも外
 より見て大に見ぐるしき事なり。且經論の中所々に橋慢を呵責し給
 へば。慎みてなほつゝしむべきことなり。貴禪尼は御生質の篤實なる
 こと。常人に御すぐれあれば。申もおろかなるべうなれど。大海衆流を
 いどはざれば。彼のごとく廣博。泰山細塵を嫌ねば。此のごとく偉大なり
 といふこと。うけたまはりしこともあれば。愚なる意を拙き言葉につ
 どり進候。我事は生質まがりになまがるうへに懈怠のみに光陰を送り
 侍れば。過失須彌曠海よりも大なるべし。若朽木とも思召すば。御遠慮
 なう御呵責あるべし。折節時雨なる夜半さびしきとぼし火の下に書
 し候

神無月

拜啓

獨行無用なるべし。獨住つゝしむべし。友は善を擇ぶべし。地は寂靜を
 好べし。食は好味を好むべからず。衣は美なるを求むべからず。富貴を
 ねがふは狗の吐を貪る如く。名聞を求るは蟻娘の糞に着することし。
 可慎可恐 莫妄想

文字不離禪。則亦何瑕絕。不肖拙於書學。亦其志在護法。故雖一行必在護
 法。在開發他善心。見者請察。

桂林雲杜多識

編者曰。右書學一卷は尊者尼衆の爲に書せられたる習字手本なり。今高貴寺所
 藏の尊者御直筆の本に依て之を出す
 今彼の原本を拜見するに大奉書の紙を用ひ大字に書し給ふ。紙數二十枚あり。
 書風若々しく字形もやゝ拙く。尊者後年の書の枯淡にして神韻に富めるに同

じからず。終に桂林雲杜多識とあるに依りて案するに正に是れ尊者三十五歳
前後の御揮毫なること明なり

消 息 帖

申まではなく候ゆへあらく申進じ候。佛の御ときおきしうちにも。
一切境界は皆心より生じ心より滅して。刹那々に無常に歸し候こ
と。平生に觀じ候へば。沙門の名義にもそむき申さぬよしうけたまは
り傳へ候。猶ちかきうち御いごまも御座候はゞ。兩三日御物語なされ
候やうに御出候へかしごまち奉り候

孟 春

折節彼岸にもなり。風氣も餘程あたゝかになり候へ者。是より道業も
修しやすく御座候。禪定は諸佛の本懐とうけ給り候へごも。私などは
じめて道門にいり候ものは。心もおさまりがたく。たま〜夜ふけ候
時など。すこし心もおさまり候時は。すゐまなどに催されて。いまこそ

佛意にかなひ候と存する時もなく候。私ごときのおほき者は。如何こゝろを用ひてよろしく候や。御しめしねがひ奉り候

二月

やがて涅槃忌になり候。法事は如何いとなみ申すべく候や。遺教經なご讀誦いたし候と。歌詠聲などは佛の御いましめに御座候とうけたまはり候へば。唯訓よみにて三四日あどより初夜後夜につとめ居申候。純陀があわの如しとやらいふことも聞おき候ゆへ。それなりともくやう仕るべくと存居申候。香は。沉白檀龍腦安息香など。のへおき候。花は八重梅いとざくらなどあり合せにまかせ供養仕り候。此ほかかぎ難きことも候半とぞんじ候。御六かしながら御知せ給るべく候。十四日齋後より御いで下され法用など御おしへ願あげ候。そのため態々申あげ候

中陽上旬

行住坐臥の四威儀にも心のほご見え候よし申傳へ候へば。尼衆はことにつゝしみ申べきことゝ存いり候。いにしへは戸の後にて碗に油もりおきて羅漢を試候とうけたまはり候へば。餘れあらくしきは佛世の風儀にてはなく候。まづ衣をつけ鉢を持するより。食堂のふるまひ障子のあけたて。履のぬぎはき坐處の計(已下紙闕)

編者曰。右消息帖一卷は尊者尼衆の爲に書せられたる習字手本なり。今高井田長榮寺所藏の尊者御直筆の原本に依て之を出す

今彼の原本を拜見するに大奉書の紙を用ひ大字に書し給ふ。紙數十三枚あり前後共に開けたり。書風全く高貴寺所藏の書學に同じ。書學一卷は尊者三十五歳前後の書なること明なれば。今此の消息帖も亦必ず同年代の書なるべし

此の原本元と中河内郡岩田觀音寺の藏本なり。故に高貴寺伎人戒心和上書寫の本には、以開山慈雲大和上御眞筆拜寫矣。岩田觀音寺藏本也。慶應二丙寅冬書手本也といへり。今轉じて高井田長榮寺に在り

尼衆消息手本

御入院首尾よく相濟み候よし。何より御目出度ぞんじあげ候。御祝儀のしるしまでに晒布一疋。茶一袋持せさしあげ候。あら／＼しき物に候へども。御納なし下されかしとねがひあげ候

滿光寺方丈

此間より學問御精にいれられ候よし。御奇特なる事ぞんじ奉り候。しかし御うまれつきよわく御いりなされ候へば。折々御氣點じなされ御煩ひなきやうに。ほそく長く御つとめなさるべく候

風氣いよ／＼御こゝろよく御座候哉。ちと御見まひ申あげ度ぞんじ

は申候へども。ことおほき身ゆへ。心にまかせずうちすぎ申候。正氣散持せ進じ候。生姜一片いれ常のごとく御煎じなされ。御用ひ御覽あるべく候。もしかはること御座候はゞ。御知らせ下さるべく候。頓首

仲夏

竹林の中はことに心おさまりてよろしく御座候。急雨のときは飛泉のおとあり。積雪のおりは爆竹の聲あり。其外塵埃をへだて月影をもらすなど。風雅なるおもむき多く御座候。古人琴調和暢と申せしも。そらごとゝもおぼえず候。御暇もあるせつ御とぶらひなされ候はゞ。兩三日などにては御歸りあるまじと存いり候

四月

來る十五日法事御いとなみなされ候よし。隨喜の至にぞんじあげ候。

佛具の品。柄香爐。華籠。聲明集。四面器。五種鈴。四概。禮盤など。今日持せ進候。野菜の類。大根。人參。牛房山のいも。烏芋。干瓢。椎茸。きくらげ。麩。ひらゆ。ばか。んでん。青海苔。梅干。よせ豆腐など。見合。明日とゝのへさせ持せ進べく候。香具。菓子はその御もとより御とゝのへさせ可被成候。猶前日より参り内外御世話申あぐべく候。無性庵より

法語三卷御。かし申候。御うつしをはり次第御返辨可被成候。暑氣よろしく御凌ぎ可被成候。七月朝日カ

編者曰。右尼衆消息手本一卷は尊者の撰なり。高貴寺伎人戒心和上書寫の消息帖の末尾に附載せり。今彼の寫本に依て之を出す。御眞蹟の本今所在を知らず

大正十四年九月十一日印刷
大正十四年九月十三日發行

編纂者

京都市下京區八條源町廿八番地

長谷寶秀

發行者

大阪府南河內郡白木村大字平石五百三十九番地

伎人慈城

印刷者

東京市淺草區田町一丁目十三番地

沖本寅雄

印刷所

京都市下京區三哲通大宮東入一番戶

六大新報社印刷部

大阪府南河內郡白木村大字平石

發行所

高貴寺

511
113

終